

東京大学産学協創推進本部特任研究員
(研究セキュリティ・インテグリティ主幹)
募集要項

職 名	特任研究員 ((A)特定有期雇用教職員または(B)特定短時間勤務有期雇用教職員)
人 数	1～2名
契 約 期 間	2025 (令和 7) 年 7 月 16 日以降できるだけ早い時期 ～ 2026 (令和 8) 年 3 月 31 日
更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1 年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮して判断するものとする。
試 用 期 間	採用された日から 14 日間
就 業 場 所	産学協創推進本部 東京大学産学連携プラザ (東京都文京区本郷 7-3-1) 変更の範囲：原則同一部局内
業 務 内 容	本学の研究セキュリティ・インテグリティに関するリスクマネジメントに関する業務 (リスクマネジメントを実施するための制度設計・必要手続きの調査、原案の作成に係る準備作業、研究現場との連絡調整・課題の抽出と取りまとめ、実装に関する関係者との連絡調整、これらに関する付帯業務)。 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
就 業 日・ 就 業 時 間	(A) 特定有期雇用教職員の場合 専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。 (B) 特定短時間勤務有期雇用教職員の場合 週最大 5 日・35 時間以内、応相談 ※時間外労働を命じることがある。
休 日	土・日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
休 暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃 金 等	(A) 特定有期雇用教職員の場合 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 4 5 万円～5 5 万円程度 (資格、能力、経験等に応じ決定する)、通勤手当 (原則 55,000 円/月まで) (B) 特定短時間勤務有期雇用教職員の場合 時給 3,200 円～4,000 円程度 (資格、能力、経験等に応じ決定する)、通勤手当 (原則 55,000 円/月まで)
加 入 保 険	(A) 特定有期雇用教職員の場合 法令の定めにより文部科学省共済組合 (長期)、雇用保険、労災保険に加入 (B) 特定短時間勤務有期雇用教職員の場合 法令の定めにより健康保険 (文科省共済 (短期))、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応 募 資 格	・研究セキュリティ・インテグリティについて、2 年以上の実務経験を有するもの (大学・企業を問わず組織のリスクマネジメント経験をもって代替すること

	も可)
	・コミュニケーション能力に優れ、調整能力を有する者 ・先端技術を取り巻くリスク、経済安全保障に関して一定の知見を有し、またはその知見を積極的に獲得することに強い意欲を有する者
提出書類	① 東京大学統一履歴書 1 部（本学指定様式※） ※本学指定様式は、以下の URL からダウンロードのうえ作成すること https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ② 職務経歴書 1 部（A4 で 2 頁以内） ③ 志望動機 1 部（A4 で 2 頁以内） ※志望動機に「(A) 特定有期雇用教職員」と「(B) 特定短時間勤務有期雇用教職員」のいずれを希望するかを記載してください。 応募書類は、採用選考以外の目的には使用せず、また、原則的に返却いたしませんので予めご了承ください。
提出方法	上記書類の電子ファイルを以下【提出先フォルダ】にアップロードしてください。 【提出先フォルダ】 ※提出書類のファイル名には氏名を並記し、履歴書の自筆署名欄は空欄とする。 ※2～3 営業日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
応募締切	2025（令和 7）年 6 月 9 日必着
選考方法	第一次選考 書類選考 第二次選考 面接選考 6 月 18 日（水）9:00～10:00、16:00～18:00、 または 6 月 19 日（木）16:00～18:00 のいずれかで実施する。 （複数回の面接を実施する場合がある）
問い合わせ先	東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム 平岡 TEL：03-5841-1479 E-mail：sangaku-jinji@ducr.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。